

さいたま市浦和区「区の花」策定委員会設置要綱

(目的及び設置)

第1条 生命感や躍動感にあふれ、市民一人ひとりが生き生きと心豊かに暮らせる「花や緑の豊かなまち」を実現するため、区の緑化推進のシンボルフラワーとして区の花を策定することを目的に、さいたま市浦和区「区の花」策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

「区の花」の策定に関すること。

その他「区の花」の策定のために必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、10人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、有識者、市民代表者(公募による市民、関係団体構成員など)及び市職員のうちから、区長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、区長が委嘱又は任命した日から区長への報告が終了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長各1名を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、浦和区役所区民生活部コミュニティ課において処理する。

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 5 月 20 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日以降最初に開かれる委員会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、区長が招集する。